

第2回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和8年8月25日（火） 午前10時00分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第 5 議案第 2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地法の適用外証明願に対する意見の決定について

日程第 7 議案第 4号 令和8年度岩手県農業委員会大会における要請事項（案）の決定について

日程第 8 議案第 5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に係る意見の決定について

日程第 9 報告第 1号 第1回農地・農政合同小委員会の報告について

日程第10 報告第 2号 第2回農政小委員会の報告について

日程第11 報告第 3号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について

日程第12 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第13 報告第 5号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員 農業委員

1番委員 新田 義修

2番委員 勝田 徹

3番委員 齋藤 昌浩

4番委員 駿河 信一

5番委員 主濱 学

6番委員 吉清水 秀明

7番委員 熊谷 喜彦

9番委員 佐藤 恵一郎 以上8名

農地利用最適化推進委員

南部地区担当 工藤 誠

同 武田 美紀 以上2名

5 欠席委員 農業委員

8番委員 高橋 敏彦 以上1名

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	武田	憲昭
同	総括主査	佐藤	泰生
同	主任主査	細川	直樹
同	主任主査	大村	和臣

開会時刻 令和8年8月25日（火） 午前10時00分

武田事務局長 只今より第2回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
佐藤恵一郎会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

佐藤会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が8名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては3番齋藤昌浩委員と4番駿河信一委員を指名します。
書記には事務局の佐藤総括主査と細川主任主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

武田事務局長 第2回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和8年7月18日から8月25日までの報告となります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第37回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

大村主任主査 それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は5ページをご覧ください。

整理番号1番は、当事者間の調整により譲受人が隣接する農地を買い受けることとなった案件です。

以上から議案第1号については、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、熊谷喜彦農業委員、工藤誠推進委員、武田美紀推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を工藤推進委員にお願いします。

工藤推進委員 進推進員の工藤です。それでは私の方から議案第1号について、令和8年8月17日に熊谷農業委員及び武田推進委員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の現地は、農地として利用できる状況であることを確認しました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第2号、農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを補足説明いたします。議案書は9ページから11ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、当時の譲受人が自身の居住する住宅建築を目的として昭和58年10月に農地法第5条の許可を得て土地を取得しましたが、許可直後に譲受人の仕事が多忙となったことから住宅建築は見送りとなり、その後事業に着手することなく現在に至っております。今回、現在居住する集合住宅が手狭となっていた承継者が新たに一般個人住宅を建築して移り住むため、転用事業計画の変更の申し出があったものです。なお、申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。農地法では、許可を受けた転用事業計画を達成することが困難と認められる事案について、当初の事業計画者が許可目的の変更を希望するとき、かつ当初の事業計画者に代わって転用を希望する者があるときには事業計画の変更の承認手続を行い、議案書にある意見書案の2にある各項目の要件を満たす場合には承認することができることと規定されております。また、事業計画変更の承認後は改めて農地法第5条の許可申請が提出され、その許可をもって承認された計画変更後の事業に着手することができることとなります。本案件の場合は、意見書案のとおり要件を全て満たしていると考えられますことから、承認されることに問題はないものと見られます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を熊谷委員にお願いします。

熊谷委員 7番熊谷です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、小岩井駅から南西へ約430メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び西側は宅地、南側は仁沢瀬川を挟み雫石町の山林、北側は道路を挟み宅地になっていました。

以上について調査の結果、申請地は日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

吉清水委員 付属の現地見取図を見てみますと、申請地から道路に出入りするためには他人の土地を渡ることになるような感じに見えるのですが、これは大丈夫なのでしょうか。

細川主任主査 只今のご質問についてお答えいたします。
見取図資料の２ページの地図に関しましては、捲っていただきまして２－２とあります附属資料の方をご覧ください。

こちらの住宅の建築図面の平面図になっておりますが、この図の右上に道路側溝が示されており、その道路がＬ型に反対方向へ曲がって行くことが確認できるかと思えます。それに対しまして、その曲がる直前の道路側溝を挟み、色が濃くなっている所が農地転用計画における駐車場区画ということになります。その駐車場と北隣の住宅敷地との間に連絡通路が存在していることが記されております。この通路が今回申請のあった農地における接道、そして去年の総会で審議されたうえで転用されている西隣の住宅における接道となっている状況でございます。

以上のように、２ページの方はあくまでも目安となる位置図として提供させていただいているもののため、位置関係が分かり辛い場合もありご不便をお掛けしておりますが、実際は現地の状況に基づいて設計された平面図からは確認できますように道路敷となっている土地を介しておりますので、特に接道等につきましては問題がないものと見られるところでございます。

議長 他に質疑はございますか。

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第２号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第２号は原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第６、議案第３号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

佐藤総括主査 議案第３号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを補足説明いたします。案件は１件です。議案書は１３ページ及び１４ページをご覧ください。

整理番号１番は、航空写真等も含めて調査したところ農地でなくなってから既に２０年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を武田推進委員にお願いします。

武田推進委員 推進委員の武田です。それでは私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、鬼越蒼前神社の北側に隣接した所にあります。周囲の状況ですが、東側は道路を挟み市の広場、西側は宅地、南側は神社の境内地、北側は道路を挟み宅地になっており、現地は住宅や庭になっており宅地として利用されている様子が確認できました。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、令和8年度岩手県農業委員会大会における要請事項(案)の決定についてを議題といたします。

事務局より説明させます。

佐藤総括主査 それでは議案第4号、令和8年度岩手県農業委員会大会における要請事項(案)の決定について説明いたします。議案書は16ページ以降をご覧ください。

(議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 ここで関連がありますので、日程第10、報告第2号、第2回農政小委員会の報告について、農政小委員会熊谷委員長より報告をお願いします。

熊谷委員長 農政小委員会委員長の熊谷です。それでは私の方から第2回農政

小委員会の顛末について報告いたします。議案書は30ページをご覧ください。

第2回農政小委員会は、令和8年8月17日に農政小委員会委員9名が出席し、令和8年度岩手県農業委員会大会における農業施策の充実に関する要請事項について協議を行いました。

こちらは事務局から説明がありましたように、事前の聴取により農業委員及び農地利用最適化推進委員から提出を受け取りまとめた提案内容等から事務局が作成した要請事項案の草案を基に検討した結果、有害鳥獣被害防止対策の部分はより強調するよう改めた上で、草案に沿った内容をもって本会による要請事項案として総会に提案することを決定しました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了し採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり提出することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に係る意見の決定についてを議題といたします。

なお、説明員として農林課朝岡課長、小野主事及び丹野農業経営改善指導マネージャーが入室します。

(農林課説明員入室)

議長 議案説明に先立ちまして農林課朝岡課長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

朝岡課長 挨拶及び出席者紹介（略）

議長 それでは議事を再開します。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に係る意見の決定について補足説明いたします。議案書は25ページ及び別紙資料をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について、同法第6条第4項の規定に基づき変更するにあたり、同法施行規則第2条を準用するとした同規則第6条の規定に従い、市長からの求めに応じ、当農業委員会としての意見を決定いただく内容となっております。

詳細につきましては、この後農林課担当者による説明がなされます。

以上で補足説明を終わります。

議長 続きまして、農林課小野主事より説明願います。

小野主事 それでは私の方から、議案第5号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更（案）に係る意見の決定についてのご説明をいたします。

（議案書朗読説明）

以上で議案第5号の説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

新田委員 1番新田です。この計画は恐らく岩手県で作成してモデルを基に運用されているものと推察します。

今回の説明資料ですとバックデータが載っておりませんので、どのようなデータに基づいてこのような結果になったのかということについてはよく分からないことから、バックデータはどのようなものを使ったのかということについて県から提供を受けて私共の方でも共有させていただくということは可能でしょうかということが1つ目の質問になります。

また、2つ目の質問は、滝沢市の実態の数字と岩手県でシミュレーションした結果と2つ並べてみて、滝沢市のあるべき姿というものを検討する必要があるものと思いますが、これから先あるいは今の段階で、このモデルに相当する滝沢市の各データを集めることが可能なのかということについてお伺いしたいと思います。

最後に、今滝沢市の水稲農家の皆さんは直播を挑戦し始めていると思いますが、このモデルを見ると直播でやっているモデルは特に載っておらず、同じ水稲生産でも農業の技術体系が大きく変わるものと思われることから、例えば他ですと一関市を始めとする先行事例のデータを岩手県が持っているものと思いますので、そのような

ものを分析することによって直播を滝沢市でどこまでやれるのかというものの方向性が見えてくるものと思います。

以上３点について、もし何か分かるようでしたら教えていただきたいと思います。

小野主事

バックデータの引用元に関することと本市と県での状況の違いについての比較及び直播によるモデルが無いということの３点についてご質問をいただきましたので、ご説明いたします。

例えば本市の農業収入等の実態に合わせているのかということにつきましては、元々こちらの年間農業所得額、例えば４２０万円から４６０万円に変更するという点については、岩手県が根拠とした主たる従事者１人当たりの算定にあたって、全国でも平均が計算されてはおりますが、県毎の計算データから引用していますので、一応ではあります。滝沢市の実態部分も岩手県分の計算にあたっては算入されて反映されたデータであるものと考えております。

ただ本当に本市の実際に近いのかと問われますと、こちらの方でそちらまで確認できておりませんでしたので、市内の認定農業者全部のデータを集めて計算するというところは少々難しいかとは思いますが、そのような点につきましては後程確認をしたいと思います。

２点目の比べるというところに関しましては、私共でも分かりかねている部分がありますので、確認できるところは確認をしたいと思います。例えば今回ご提出させていただきました構想案の１１ページ等で１番のネギというところは、実際に本市においてネギを栽培されている新規就農者の内訳に合わせて作成されたものになっております。そういう部分に関しては本市の実態を見ながら採用したというところはありますので、可能なところについては反映されているのではないかと考えております。

最後に直播のモデルが示されていないということについてですが、こちらに関して私の方で今後どのようにするのかというところまではすぐ回答できる状況にはございませんので、持ち帰りまして今後考えさせていただきたいと思います。

新田委員

例えば１０ページにありますリーディング経営体の項目を見ますと、１番にある果樹と水稻の営農類型はこれで良いのではないかと思いましたが、２番の酪農の営農類型では乳用牛８０頭の規模でフリーストールとミルクパーラの導入というのはかなりハードルが高いような気がしましたので、滝沢市の実態に合わせてこういうふうになると上手くいくという資料をよりしっかり作ることができれば、私共が目指す姿というものがもっと具体的になるものと思いました。

また、ここの乳用牛８０頭と書かれているところは、正確に言うとは経産牛何頭と書くのではないかと思いましたが、そういったところについても、滝沢市にとって酪農は大事な営農分野でもありますの

で、ぜひ良い具体的な資料として仕上げられるよう今後検討していただければと思います。

期待しております。

小野主事

大変参考となりますご意見をいただきありがとうございます。

これからの構想や計画等の作成に関わりまして参考にさせていただきたいと思います。

議長

他に質疑はございますか。

議長

質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり異議なしとして意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり異議なしとして意見を決定いたしました。

ここで農林課説明員は退室します。

(農林課説明員退室)

議長

日程第9、報告第1号、第1回農地・農政合同小委員会の報告について、農地小委員会駿河委員長より報告をお願いします。

駿河委員長

農地小委員会委員長の駿河です。それでは私の方から、第1回農地・農政合同小委員会の顛末について報告いたします。議案書は27ページ及び28ページをご覧ください。

第1回農地・農政合同小委員会は、令和8年7月21日の第1回農業委員会総会の終了後に、農地小委員会委員10名、農政小委員会委員8名及び佐藤会長、そして事務局が出席して、小委員会の委員長及び副委員長の互選等を行いました。

始めに、農地小委員会並びに農政小委員会に係る委員長及び副委員長につきましては、互選の結果、顛末書に記載のとおり決定いたしました。

また、総務小委員会につきましては、これまでの結果に基づき委員構成が決定されたことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

日程第11、報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第12、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第13、報告第5

号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書31ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

吉清水委員 今の報告事項に関して確認したいところがあります。
報告第5号の議案書に記載されているものの中で借地について期限の記載が見当たりませんが、問題はないのでしょうか。

細川主任主査 国が普及させているこのシステムの都合で、土地の貸借による転用の場合でも借用期間等の記載がされる様式にはなっていないことによるものでありまして、今回の場合は転用の形態等の記載から分かりますように、一時転用となっております。
農地法の規定では3年以内の一時転用であれば許可や届出受理ができるという規定に基づいて受理されているところであり、基本的に3年以内には転用が終わり農地に復元されるという原則の下で計画されているものでありましたので手続上には問題ありませんが、委員のご質問のように期間等も記載できれば分かりやすくもなるかとは思いますので、議案書の記載にあたりましての今後の参考とさせていただきます。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって、第2回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和8年8月25日（火） 午前10時50分

議 長 _____

会議録署名人 3 番委員 _____

会議録署名人 4 番委員 _____

これは原本である。

令和8年8月25日

滝沢市農業委員会 会長 佐藤 恵一郎